

## ■後発医薬品使用について

当院では、後発医薬品の使用を促進し、患者さんの医療費負担が軽減されるよう努力しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給がなされず、確保の難しい状況が続いており、医薬品卸し業者や保険薬局等と連携し患者さんの処方・投薬に影響が出ないような取り組みを行っています。

しかしながら、医薬品の供給不足等が発生した場合、処方・投薬内容の変更やそれに伴った治療計画の見直しを行う可能性があります。

そのような場合、適切な対応ができるよう体制を整備しており、変更となる場合は十分な説明を行いますのでご安心ください。

## ■一般的名称を記載する処方せんの交付について

当院では一部の医薬品において供給が不安定な状況が見られることから患者さんへの適切な薬剤の処方・服用が行えるよう、院外処方せんの表記方法について、適宜、一般名処方※を行います

一般名処方を行うことで、「先発医薬品」と「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のいずれかを薬剤師と相談して選んでいただけます。

ただし、医師が商品名を指定して処方する場合や、後発医薬品が存在しないお薬については、今まで通りの処方になります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担金が軽減されるメリットがあります。

※一般名処方とは

①商品名や会社名を指定せず、「薬の有効成分（一般名）」での記載となります。

②厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】+【一般名】+【剤形】+【含量】での記載となります。

ご不明な点がありましたら、主治医にご相談ください。